

告示

埼玉県告示第百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十年埼玉県告示第二千二十九号で告示した越谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十一年二月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

松伏町

二 都市計画事業の種類及び名称

越谷都市計画下水道事業松伏公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十年十二月二十七日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和六十年埼玉県告示第二千二十九号、平成元年埼玉県告示第千五百四十二号、平成二年埼玉県告示第千二百八十九号、平成八年埼玉県告示第四百六十四号、平成十年埼玉県告示第四十三号、平成十年埼玉県告示第九百五十四号、平成十二年埼玉県告示第三百七十三号、平成十三年埼玉県告示第五百十三号及び平成二十三年埼玉県告示第四百一号の事業地に、松伏町大字松伏字深町、字柳町及び字沼端並びに大字田島字中東を加える。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和六十年埼玉県告示第二千二十九号、平成元年埼玉県告示第千五百四十二号、平成二年埼玉県告示第千二百八十九号、平成八年埼玉県告示第四百六十四号、平成十年埼玉県告示第四十三号、平成十年埼玉県告示第九百五十四号、平成十二年埼玉県告示第三百七十三号、平成十三年埼玉県告示第五百十三号及び平成二十三年埼玉県告示第四百一号の事業地に、松伏町大

字松伏字深町、字柳町及び字沼端並びに大字田島字中東を加える。